

国立大学法人東京農工大学職員兼業規程の一部改正

| 現行  | 改正   | 改正理由 |
|---|--|------|
| <p>本則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「兼業」とは、社会的に貢献することを目的とし、許可を得て、継続的又は定期的に本務以外の職を兼ねることを言う。</p> <p>(許可基準)</p> <p>第3条 職員が行おうとする兼業は、職員と兼業先との間に特別の利害関係がなく、又はその発生のおそれがなく、かつ、兼業に従事しても職務の遂行に支障がないと認められる場合のほかは、これを許可しない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(役員等の職を兼ねる場合の特例)</p> <p>第5条 前条第1号の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、東京農工大学役員等兼業審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査を経て、許可することができる。</p> <p>(1) 技術移転事業者(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第2条第1項という特定大学技術移転事業者並びに同法第12条第1項及び第13条第1項という認定事業者をいう。以下同じ。)の役員等の職を教育職員が兼ねる場合(監査役を除く。)</p> <p>(2) 研究成果活用企業の役員等の職を教育職員が兼ねる場合(監査役を除く。)</p> <p>(3) 株式会社又は有限会社の監査役の職を兼ねる場合</p> <p>2 (略)</p> | <p>本則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「兼業」とは、社会的に貢献することを目的とし、<u>学長の許可</u>を得て、継続的又は定期的に本務以外の職を兼ねることを言う。</p> <p>(許可基準)</p> <p>第3条 職員が行おうとする兼業は、職員と兼業先との間に特別の利害関係がなく、又はその発生のおそれがなく、かつ、兼業に従事しても職務の遂行に支障がないと認められる場合のほかは、<u>学長は、これを許可しない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> |      |

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>(自ら営利企業を営む場合の特例)</p> <p>第6条 第4条第2号の規定にかかわらず、職員は、次の各号に該当する場合において、許可を得て自ら営利企業を営むことができる。</p> <p>(1) 不動産及び駐車場の賃貸を行う場合</p> <p>(2) 不動産及び駐車場の賃貸以外の事業にかかる自営を行う場合で、相続、遺贈により家業を継承したものである場合</p> <p>2 (略)</p> <p>(兼業の手続)</p> <p>第12条 職員は、兼業を行おうとする場合には、所定の手続により、事前に許可を得なければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可の取消)</p> <p>第14条 職員が行おうとする兼業に関し、申請された内容が実態と異なることが認められた場合は、その許可を取り消す。</p> | <p>第6条 (略)</p> <p>(兼業の手続)</p> <p>第12条 職員は、兼業を行おうとする場合には、所定の手続により、事前に<u>学長</u>の許可を得なければならない。</p> <p>2 <u>学長は、兼業の許可に関する権限を部局長等（国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項並びに第6条第1項及び第3項に定める組織及び施設の長をいう。）に委任することができる。ただし、第5条及び第6条に規定する兼業を除く。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(許可の取消)</p> <p>第14条 職員が行おうとする兼業に関し、申請された内容が実態と異なることが認められた場合は、<u>学長はその許可を取り消す。</u></p> |  |
|---|--|--|

附 則 (教規程第65号)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。